

平成十六年厚生労働省令第七百七十一号

医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令

四条の四第四項並びに第十四条の六第四項(これらの規定を同法第十九条の四において準用する場合を含む)及び第八十二条の規定に基づき、医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令を次のように定める。

(趣旨)

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「法」という。)第十四条の二の二第五項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項並びに第十四条の四第五項及び第十四条の六第四項(これらの規定を法第十九条の二第五項及び法第十九条の四において準用する場合を含む)の厚生労働省令で定める基準のうち製造販売後の調査及び試験に係るもの(医薬品の臨床試験の実施に関する省令(平成九年厚生省令第二十八号)に定めるものを除く)及び医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十四条第一項に規定する医療用医薬品(体外診断用医薬品及び専ら疾病的診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて皮膚に貼り付けられるものを除く)について行う製造販売後の調査及び試験の業務に関する遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この省令において「製造販売後調査等」とは、医薬品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者(以下「製造販売業者等」という)が医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、検出、確認又は検証のために行う調査又は試験であつて、次に掲げるものをいう。

一 使用成績調査(医療機関から収集した情報を用いて、診療において、医薬品の副作用による疾病等の種類別の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認のために行う調査であつて、次に掲げるものを行なう。

イ 一般使用成績調査(医薬品を使用する者の条件を定めることなく行う調査(ハ)に規定のをいう。以下同じ。)

イ 一般使用成績調査(医薬品を使用する者の条件を定めることなく行う調査(ハ)に規定のをいう。以下同じ。)

定する使用成績比較調査に該当するものを除く。)をいう。)

口 特定使用成績調査(小児、高齢者、妊娠婦、腎機能障害又は肝機能障害を有する者、医薬品を長期に使用する者その他の医薬品を使用する者の条件を定めて行う調査(ハ)に規定する使用成績比較調査に該当するものを除く。)をいう。)

ハ 使用成績比較調査(特定の医薬品を使用する者の情報と当該医薬品を使用しない者の情報とを比較することによって行う調査)をいう。

ハ 使用成績比較調査(特定の医薬品を使用する者の情報を用いて行う調査)をいう。

六 製造販売後調査等業務の委託に関する手順

七 製造販売後調査等業務の記録の保存に関する手順

八 その他製造販売後調査等を適正かつ円滑に実施するため必要な手順

九 条款の二第一項第一号の規定により総括製造販売業者等は、製造販売後調査等業務を統括する者(以下「製造販売後調査等業務手順書にその日付を記載し、これを保存しなければならない。(製造販売後調査等管理責任者)

一 製造販売後調査等管理責任者は、販売に係る業務を統括する者(以下「製造販売後調査等管理責任者」という。)を置かなければならぬ。

二 製造販売後調査等管理責任者は、販売に係る業務を統括する者であつてはならない。

三 製造販売後調査等管理責任者等は、製造販売後調査等業務手順書にその日付を記載し、これを保存しなければならない。

四 製造販売後調査等管理責任者は、第三項第五号の規定により製造販売後調査等管理責任者が製造販売後調査等管理責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成し、かつ、これを保存する意見を記載し、これを保存すること。

五 製造販売後調査等基本計画書を作成し、これを保存すること。

六 製造販売業者等は、製造販売後調査等業務手順書に基づき、次に掲げる製造販売後調査等の実施の業務を製造販売後調査等管理責任者が製造販売後調査等の業務を遂行するに当たつて支障を生ずることがないようになければならない。

七 製造販売後調査等の実施について企画、立案及び調整を行うこと。

八 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)を作成したときは、医薬品リスク管理計画書を作成したときは、医薬品リスク管理計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

九 製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

十 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

十一 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

十二 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

十三 製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

十四 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

十五 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

十六 製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

十七 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

十八 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

十九 製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

二十 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

二十一 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

二十二 製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

二十三 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

二十四 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

二十五 製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

二十六 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

二十七 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

二十八 製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

二十九 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

三十 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

三十一 製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

三十二 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

三十三 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

三十四 製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

三十五 製造販売後調査等基本計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、製造販売後調査等の結果について製造販売業者等及び安全管理責任者に対し文書により報告すること。

三十六 製造販売後調査等が製造販売後調査等業務手順書、製造販売後調査等基本計画書(基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書)及び前条第三項第二号に規定する文書(以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。)に基づき適正かつ円滑に行われていることを確認すること。

実施ごとに、製造販売後調査等管理責任者に調査及び試験の実施状況を把握するための記録を作成させ、これを保存させなければならない。
項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、これを保存させなければならない。
製造販売業者等は、基準省令第九条の二第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医薬品リスク管理計画書を作成したときは、これを保存させなければならない。
ターベース調査又は製造販売後臨床試験の実施ごとに、製造販売後調査等管理責任者に調査及び試験の実施状況の記録を安全管理責任者に対し文書により提供させなければならない。(使用成績調査)
第六条 製造販売業者等は、使用成績調査を実施する場合には、製造販売後調査等業務手順書等に基づき、製造販売後調査等管理責任者又は製造販売業者等が指定する者にこれを行わせなければならぬ。

2 製造販売業者等は、使用成績調査を実施する場合には、製造販売後調査等業務手順書等に基づき、当該使用成績調査の目的を十分に果たしうる医療機関に対し、当該使用成績調査の契約を文書により行い、これを保存しなければならない。
3 製造販売業者等は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第五項で定めるところにより、当該医療機関の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という)により契約を締結することができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による契約を締結したものとみなす。
イ 製造販売業者等の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、それ備えられたファイルに記録された前項の契約を電気通信回線を通じて醫療機関の閲覧に供し、当該医療機関の使用に係る電子計算機に記録する方法
ロ 製造販売業者等の使用に係る電子計算機に記録する方法
ハ その他必要な事項

第六条の二 製造販売業者等が、製造販売後データベース調査を実施する場合には、前条第一項
二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方
式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録で
あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)に係る記録媒体をいう。
一 製造販売業者等及び医療機関がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものであること。
二 ファイルに記録された文書に記載すべき事項について、改変が行われていなかどうかを確認することができる措置を講じていること。
三 第三项各号に掲げる方法のうち製造販売業者等が使用するもの
四 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
五 一 製造販売業者等及び医療機関がファイルへによる契約を記録したものとあること。
六 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
七 調査を行う事項
八 解析を行う項目及び方法
九 その他必要な事項

第七条 製造販売業者等は、製造販売後臨床試験を実施する場合に、製造販売後調査等業務手順書等に基づき、製造販売後調査等管理責任者又は製造販売業者等が指定する者にこれを行わなければならない。
二 製造販売後臨床試験の実施における省令第五十六条の例による。
(自己点検)
三 調査の対象期間
四 調査の対象者の範囲
五 調査の方法
六 調査の対象期間
七 調査を行う事項
八 解析を行う項目及び方法
九 その他必要な事項

第八条 製造販売業者等は、製造販売後調査等業務手順書に基づき、次に掲げる業務を製造販売後調査等管理責任者又は製造販売業者等が指定する者に行わせなければならない。
一 製造販売後調査等業務について定期的に自己点検を行うこと。ただし、前条第二項の規定により例によることとされている医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条において準用する同令第二十三条の規定により監査を実施した事項については、この条に規定する自己点検の実施を要しない。
二 製造販売後調査等管理責任者以外の者が自己点検を行う場合には、自己点検の結果を製造販売後調査等管理責任者に対する文書により報告すること。
三 自己点検の結果の記録を作成し、これを保存すること。
四 製造販売後調査等管理責任者は、製造販売後調査等業務手順書に基づき、自己点検の結果を製造販売業者等に対し文書により報告しなければならない。
五 前号の指示を行つた場合における当該指示に基づく措置が講じられたかどうかを製造販売業者等又は製造販売後調査等管理責任者による指示に関する事項
六 調査を行う事項
七 解析を行う項目及び方法
八 その他必要な事項

から第六項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用成績調査」とあるのは「製造販売後データベース調査」と、「医療機関」とあるのは「医療情報データベー

ス取扱事業者」と読み替えるものとする。

から第六項までの規定を準用する。この場合に

おいて、これらの規定中「使用成績調査」とあるのは「製造販売後データベース調査」と、「医療機関」とあるのは「医療情報データベー

ス取扱事業者」と読み替えるものとする。

（製造販売後調査等業務に従事する者に対する教育訓練）

製造販売業者等は、製造販売後調査等業務手順書及び製造販売後調査等業務に従事する者に対する教育訓練が実施の必要があると認めるときは、その措置を講ずるとともに、当該措置の記録を作成し、これを保存しなければならない。

（製造販売後調査等業務に従事する者に対する教育訓練）

（製造販売後調査等業務に従事する者に対する教育訓練）

（製造販売後調査等業務に従事する者に対する教育訓練）

売業者等又は製造販売後調査等管理責任者が確認することができる旨	六 製造販売業者等又は製造販売後調査等管理責任者及び受託者の相互の間における製造販売後調査等に関する情報の提供の方法に関する事項
八 受託者が当該受託業務について作成した文書の保存に関する事項	七 受託者が製造販売業者等又は製造販売後調査等管理責任者に対する報告に関する事項
九 その他必要な事項	九 製造販売業者等は、製造販売後調査等管理責任者に次に掲げる業務を行わせなければならない。 一 次に掲げる事項について確認し、その結果の記録を作成し、これを保存すること。 イ 受託者において当該委託に係る業務が製造販売後調査等業務手順書等に基づいて適正かつ円滑に行われているかどうかの確認
四 業務手順書に基づき、製造販売業者等に前項第一号の確認の結果又は第二項の指示若しくは報告の内容について記録を作成し、それを保存すること。	四 業務手順書に基づき、製造販売業者等に前項第一号の確認の結果又は第二項の指示若しくは報告の内容について記録を作成し、それを保存すること。
五 次の表の第一欄に掲げる事項に係る文書については、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定を準用する。この場合において、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	五 次の表の第一欄に掲げる事項に係る文書については、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定を準用する。この場合において、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項第一号の報	第六条第三項、第五項及び第六項	機関医療業者等	製造販売業者受託
----------	-----------------	---------	----------

(製造販売後調査等業務に係る記録の保存)
第十一条 この省令の規定により保存されていることとされている文書その他の記録の保存期間は、次に掲げる記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、第七条の規定による製造販売後臨床試験を実施した場合においては、同条第二項において例によることとされている医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条において読み替えて準用する同令第二十六条、第三十四条及び第四十一条に規定する期間とする。

一 法第十四条の二の二第五項の規定による申請に係る法第十四条の承認に係る記録、製造販売の承認（法第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの除外）を受ける日又は製造販売後調査の中止若しくは終了の後三年を経過した日のうちいづれか遅い日までの期間

二 再評価が終了した日から五年間

三 前二号に掲げる記録以外の記録を利用しなくなった日又は当該記録の最終の記載の日から五年間

四 製造販売業者等は、製造販売後調査等業務手順書に基づき、記録を保存することとされるる者に代えて、製造販売業者等が指定する者に、当該記録を保存させることができる。

(製造販売後調査等に係る再審査等の資料の基準) 第十二条 製造販売後調査等に係る法第十四条の二の二第五項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項並びに第十四条の四第五項及び第十四条の六第四項（これららの規定を法第十九条の二第五項及び第十九条の四において準用する場合を含む。）に規定する資料の収集及び作成については、第三条から第八条まで、第十条及び第十五条の規定によるほか、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令に定めるところによる。

附則	附則	附則	附則
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。	第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。
附則 （令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号）抄	附則 （令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号）抄	附則 （平成二十九年一〇月二六日厚生労働省令第一六号）抄	附則 （平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（平成二十九年一〇月二六日厚生労働省令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附則（平成二九年一〇月二六日厚生労働省令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

省令第一六一号